

一般社団法人 長浜放課後児童教室 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 長浜放課後児童教室とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県長浜市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、放課後児童健全育成事業に関する活動を行い、もって児童の安心安全な場を提供することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 放課後児童健全育成の事業及び運営
- (2) 障害児受入推進事業の事業及び運営
- (3) 病児受入推進事業の事業及び運営
- (4) 児童育成に関するイベント事業及び運営
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者。

(2) 一般会員 当法人が行う放課後児童教室に参加するために入会した者。

(3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者。

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 一般会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して6か月以上されなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし未履行の義務は、これを免

れることはできない。

2 当法人は会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員全員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会

招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選任する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、特別議決として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に

当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しない事項につき正会員の全員が書面又は電磁記録により同意の意志表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第21条 当法人に、理事は3名以上置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第22条 理事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事の互選によって定める。

3 理事のうちから、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第23条 理事は法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期満了する日までとする。

3 理事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事として権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第27条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金返還の手続き)

第29条 基金の返還の手続きにおいては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第30条 当該法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出しまたは提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細

2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益決算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(余剰金の分配の禁止)

第32条 当法人は、余剰金の分配を行うことはできない。

第7章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第33条 本定款は社員総会の特別議決をもって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、次の事項により解散する。

(1) 社員総会の特別議決

(2) 社員が欠けたこと

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続き開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る）に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時役員)

第37条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 高橋 康之

設立時理事 磯部 有子

設立時理事 川寄 睦子

設立時代表理事 川寄 睦子

(設立時社員)

第38条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 磯部 有子

設立時社員 川寄 睦子

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に關す

る法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人長浜放課後教室設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年 7月 18日

設立時社員 磯部 有子

設立時社員 川崎 睦子